

# 青森県報

第二千七百六十号

平成十九年  
三月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程	(市興町課村)	一
青森県職員を市町村へ派遣することに関する規程の一部を改正する規程	(振)	一
結核予防法による医療機関の指定	(同)	一
保安林の指定解除	(保健衛生課)	二
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行	(林政課)	二
過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行	(道路課)	二
河川法による兼用工作物の管理	(同)	二
	(河川砂防課)	三
公告		
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	三
都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	三
右 同	(同)	三
公安委員会		
青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則	(警務課)	四
指定講習機関の代表者の変更の届出	(運転免許課)	五

告

示

青森県告示第二百二十四号

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程(平成十九年十一月青森県告示第七百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の記の1の(1)中「職(職、事務系)」を「所屬改」に改め、同1の(3)中「監課(監)係改」を「所屬改」に改め、同1の(4)中「事務系職員・技術系職員の別」を「職種(事務系職員・技術系職員の別)」に改め、同1の(5)中「課(課)係」を「所屬名」に改め、同1の(6)中「事務系職員・技術系職員の別」を「職種(事務系職員・技術系職員の別)」に改め、同2の(3)中「監課(監)係改」を「所屬改」に改める。

第二号様式の記の1中「監課(監)班名」を「所屬名」に改め、同記の2中「事務系職員・技術系職員の別」を「職種(事務系職員・技術系職員の別)」に改め、同記の10中「監課(監)班」を「所屬名」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十五号

青森県職員を市町村へ派遣することに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員を市町村へ派遣することに関する規程の一部を改正する規程

青森県職員を市町村へ派遣することに関する規程(昭和三十七年七月青森県告示第

四百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

第八条第一項中「支給し、被派遣市町村」を「支給し、派遣を受けた市町村(以下「被派遣市町村」という。)(」に、「被派遣市町村長」を「被派遣市町村の長」に改める。

第三号様式の第一条中「~~訓~~ 訓」を「~~訓~~ 訓」に改め、同様式の第二条中「~~訓~~ (馬) 訓」を「~~訓~~ (馬) 訓」に改める。

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
サンケイ薬局八戸駅前店 まじこころ薬局	八戸市大字尻内町字八百刈二五の一 八戸市類家一丁目三の四	平成一九・三・二九 "

青森県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

一 保安林の所在場所

三戸郡階上町大字道仏字天当平一の一三〇、一の一三一一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

青森県告示第二百二十八号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により、次のとおり市道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
市道二号线	平川市尾崎木戸口一七四の九四から 平川市尾崎沢部一まで	改築(道路改良)	平成一九・四・二

青森県告示第二百二十九号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西洋軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字上清水崎一一六の一六から	改築(道路改良)	平成一九・四・三

温泉線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一六の五まで		
の七	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五	"	一九・五・一

青森県告示第二百三十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により一級河川岩木川水系大和沢川河川管理者青森県知事三村申吾と弘前市道堀越宮本三号線道路管理者弘前市長相馬鋁一との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系 大和沢川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

弘前市大字堀越字宮本一六番六地先から一二二番一地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 弘前市

住所 弘前市大字上白銀町一番一号

代表者の氏名 道路管理者 弘前市長 相馬鋁一

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧管理の期間  
平成十九年三月七日から道路の存続する日まで

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、才市田地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月二十九日から同年四月二十五日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成十九年三月十六日東北地方整備局告示第三十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業(三・四・一号浦島造道線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成十九年三月二十日東北地方整備局告示第五十一号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業(三・三・八号白銀市川環状線及び三・三・五号尻内百石線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

### 公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
県 警 察 本 部	61	101	264	147	105	678	268	946
青 森 警 察 署	4	9	72	116	124	325	17	342
青 森 南 警 察 署	1	4	7	10	8	30	4	34
外 ヶ 浜 警 察 署	1	3	7	10	5	26	4	30
大 間 警 察 署	1	3	6	4	7	21	3	24
む つ 警 察 署	2	5	18	20	32	77	8	85
野 辺 地 警 察 署	1	6	14	18	11	50	4	54
弘 前 警 察 署	5	8	57	74	81	225	15	240
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	9	14	8	37	4	41
つ が る 警 察 署	1	4	11	16	9	41	4	45
五 所 川 原 警 察 署	3	7	25	33	38	106	8	114
板 柳 警 察 署	1	3	6	6	6	22	4	26
黒 石 警 察 署	3	8	19	35	34	99	7	106
八 戸 警 察 署	4	8	61	87	110	270	21	291
三 戸 警 察 署	1	4	12	9	16	42	4	46
五 戸 警 察 署	1	4	4	11	4	24	4	28
十 和 田 警 察 署	2	5	19	24	33	83	7	90
七 戸 警 察 署	1	4	10	7	16	38	4	42
三 沢 警 察 署	2	5	17	19	33	76	9	85
合 計	96	196	638	660	680	2,270	399	2,669

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第二十四号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である株式会社金木自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第一項の規定により公示する。

平成十九年三月二十八日

青森県公安委員会委員長

橋本八右衛門

代表者の氏名	変更事項
竹村ヒサ	変更前
小野豊次	変更後
平成十九年三月一日	変更年月日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭